２．２岡山県地域人権問題研究集会
労働と人権分科会　基調報告

2013 年 1 月 7 日
岡山県労働組合会議
事務局長　伊原　潔

１．経過

前回の集会以降、小畑、伊原、福田の 3 人が集まり、次回の集会にむけて４回の分科会研究会を開いた。その前に実行委員会のメンバーが集まり、第１回の成果を引き継ぎ２回目はどうするのか？と議論したが、現状の問題提起はできるが「それではどうするのか？」といったテーマでの議論は難しいという意見が出た。現段階で、労働組合が悩みながらも中央の方針にそってなんとかその実現に向かって進んでいるものの、現実にある障害をどう乗り越えていこうとしているのかが見えてこない、とする議論もある。研究会では「そもそも労働組合は何をしようとしているのか？」「労働条件の改善に終始せず、政治課題の解決や経済問題にどういった迫り方をしているのか？」「非正規問題をどう解決しようとしているのか」「一般市民が描いている労働組合のイメージは連合の姿だが、全労連に結集する組合は何をどう進めようとしているのか？」「資本主義社会にあって様々に振りまかれる思想攻撃に、どうゆう思想を対置して闘っているのか？」「資本主義社会における労働者の人権や組合の権利を実践的に守り、発展させる運動は具体的に見えているのか」「組合員の労働組合への結集は必ずしも成功していない、それではどうしようとしているのか？」などの疑問を深く掘り下げてみることになった。

こうした疑問と課題を明確にして、或いは解決策を示し、大きな労働者の結集をめざす方向を明らかにすることが必要になっている。しかし、それを一単組に委ねるのは困難であり県労会議という県のセンターがその任を担うのが適任とされ、研究会として個人的な経験を踏まえ、現在の組合運動の現状を冷静に見ながら、問題解決のための提案を試みてみた。

２．何を議論してきたのか

4 月 24 日　地域人権研究集会のまとめと今後の方向性を検討した。
5 月 22 日　研究会にて労働組合運動の問題意識を明らかにした。
6 月 28 日　労働組合の性格と任務を踏まえた上で、組合員を育てる工夫を検討した。
11 月 6 日　直近の情勢と労組運動の変化を明確にする試みを行った。

全体を通して、人権や権利に対する攻撃やそれに対する組合の認識の弱さなど多くの課題が表面化している。組合員は日々一般マスコミの宣伝と情報にさらされており、情報の本質を的確につかんでいるとは言い難い。それは資本主義や財界やアメリカの言いなりになる政治への理解不足から来ており、労働組合が基本学習をおろそかにしている反映でも

ある。労働者は資本主義の情報操作やイデオロギーに簡単に騙される。政治の真実を伝え、それに対する闘いを日常的に展開することが必要だが現実は簡単ではない。組合運動を判り易く提起することや、組合運動を身近に感じてもらえる工夫など様々なことが考えられるが、何よりも組合の言っていることを素直に受け入れる関係が必要になっている。組合を単なる助けあいや文化運動の拠点にせずに、学習によって労働者が資本家と闘い、経済的譲歩を勝ち取り、要求を前進させながら組合員を政治的にも高める役割を担う力とする。また、学習は組合運動を理解し、先頭に立つ組合員を増やすなどの課題を前進させることにもつながる。

そのためには

①組合が制度教育を持ち、学習協との連携で独習をする組合員を増やすことが重要。

②必ず学習と実践を結びつけて運動すること。

③職場学習では読み合わせや意見交換を重視して、耳学問や観るだけ DVD などは極力避けることが重要。

④労働組合が組合員と強く結び付く工夫を続けること。

⑤運動では必ず人間関係を大切に、個人との繋がりや付き合いを大切にすること。

３．全労連めざす労働組合の目標はなにか？どう実現しようとしているのか？

１）全労連は社会をどう変えようとしているのか

　あまりにも労働法や社会保障制度の改悪が激しいので、全労連の運動ではそれらとの闘いが目立ち、どんな将来像を描いているのかがよく見えないため、おさらいのつもりで整理します。第１はディーセントワーク運動と言われるように、働く者の生きがいと人間らしさの実現であり、そのためには資本主義社会の労働者の抑圧という仕組みを変え、資本家の利潤に対する政治的な規制が必要になっている、という基本的なテーマがある。政権を奪取するという意味ではなく、労働者と国民の共同闘争を発展させ、国民の支持のもとに革新政党と共同しながら、資本家の横暴を法律で縛り、憲法を守らせる方向に政治を変えていくことが求められている。労働者といえども一国民であり、その国民の生活を悪化させている様々な要因を明らかにしながら合意形成をしていくための運動をしている。資本家やその立場で活動している政治家、或いは資本家に誘導されるマスコミからは日々、資本主義社会を維持していくためのイデオロギーやデマ宣伝が流されている。これと闘うのも労働組合運動だ。一般国民にはその嘘を見抜くための知識や基礎理論は備わっていないため、簡単に騙される傾向にあり、労働組合の宣伝や訴えには容易に同意を得ることは難しい。それだけに運動には理論的で粘り強い闘いが求められる。第２は社会保障制度の拡充など国家の再分配機能を高めて、低所得者に対する生活安定の底支えをすると同時に、働く者の失業や定年、労災、子どもの教育に対する国の備えを充実させることが重要になっている。今日のように、労働者・国民に対する収奪が低賃金の押し付けや労働法の改悪、消費税の増税などのように強まり、予算配分も大企業とアメリカ言いなりの予算作りによ

って、国民に回される予算は極端に減らされている。
国民には１千兆円と言われる赤字国債で国が破綻するかのように装いながら、或いは復興予算を確保するかのような大義名分を掲げて、国民のための予算を削る手法を取りながら、一方で国債を発行し続ける、という詐欺的手法がまかり通る国会運営と政治を変える運動が求められている。
２）日本の経済、労働者の生活、そして政治をどのように変えていくのか？
①資本家の横暴に対する社会的規制と政治の役割
②労働者国民の運動の強化と発展、共同闘争の前進
③思想宣伝（イデオロギー）に対する闘いと労働者の歴史的役割・社会的使命の自覚
④今日的社会情勢の国民的共有
⑤全労連組織の組織拡大強化と運動の前進
　あげればキリがないが、以上の５点を運動の基調としながら進めていく具体的方法を考える。こうした運動の前進は必ず、盲目状態に置かれた国民の目を覚まさせ、爆発的に政治を変えることにつながると考えられる。すべての運動に言えることだが、必ずその先頭に全労連運動が立ち、正しい方向に進むことが必要ではないか。

４．労働組合の役割について現状と課題を交流し研究する。
　労働組合運動の中心を担う人には必ず、運動への弱点や誤りが生まれる。互いに相互批判をしながら励まし合うことが大切だ。また、企業主義や組織内主義、政治課題はやらない主義、上級機関の指示待ち、基礎教育をせずに要求一本でまとまろうとするなど、様々に弱さが生まれる傾向がある。これを克服するのは相互批判であり、交流でもある。特に運動の中心を担う人たちが率直な意見交換を通じて運動を発展させることが重要になっている。多くは役員に弱点がありこれを克服しなければ、役員の悩みも解決はしない。団体交渉のやり方や、組合教育、宣伝についても交流することでレベルを上げる努力を惜しまないようにしたい。

５．実践していることを共通する課題として検証してみる。
　運動が前進せず停滞している時の問題点には共通する課題があり、問題点は必ず発見できると考える。また、進んでいるところの教訓は学ぶ必要がある。同じ悩みを持つ場合は検証しながら解決に向けた運動が求められる。そのための土台づくりが必要だが、例えば学習協の労働学校や、地方労連規模の組織問題交流会などが考えられるが、多くの組合は縦線の関係で交流しようとするが、横のつながりや地域での交流が必要だと考えられる。特に、組合運動は地域が弱いために地域に視点を置いた交流で活動家を育てることを考えてみる必要を感じる。そして、地域での広げていく運動に重点を置きたい。

６．人権を基軸に、市民の視点、階級の視点、地域といった視点から検討する

労働組合が人権や権利を主張しても、国家的な攻撃にさらされて組合のイメージを傷つけられれば、せっかく獲得した権利や労働条件も奪われてしまう。労働者派遣法の成立は「多様な働き方を認める」として国家的な労働者攻撃によってあっという間に世論形成がされた。当初は高い給料が保障されていた派遣労働者は瞬く間に、権利も奪われ低賃金に追いやられて、不況になると物のように扱われ捨てられた。公務員は「怠けている」「労働組合と権力者との癒着」として宣伝され、世間の公務員を観る目が厳しくなった。そこに国家公務員改革法なるものが登場して、これまで地道な交渉で積み上げてきた地方公務員の労働条件を根こそぎ奪う、という卑劣な行為を国家が強行することを誰が想像しただろうか？これが資本の言いなりになって動く政府の本質だということを認識しておく必要がある。

こうした時、市民とつながり、地域住民から信頼される組合運動になっていれば攻撃には耐えられ、市民の信頼を損なうことはない。また、労働組合が市民要求の代弁者として、或いは国民的な思想攻撃の本質を暴く運動体として市民から認められる存在になることが必要だと考える。また、市民の中には労働者出身が多く、連合の組合を労働組合の姿と勘違いしている場合も考えられる。労組経験者が一市民として民主主義の発信者になるような運動が必要だろう。推測だが、市民の中には労組への反発が潜在的にあり、そうした反発が政府の攻撃と重なって浮上することも考えられる。

労働組合が日頃から広範な階層と結びついた共同闘争を模索し、呼び掛けているのかどうかも運動に市民権を持たせるカギと言える。それぞれが持つ要求を実現するためにも労働組合が実動部隊として全面に出ることで共感を得られると考える。そうして、組合に対するイメージを変える運動が必要ではないか？

７．非正規労働者の抱える問題を多面的に理解する

非正規労働者の雇用形態は様々であり、雇用形態によっても要求は違う。例えば、介護労働者は専門職種でありながら、非正規労働者でないと経営的に維持できない側面があり、個々の経営者に正規化を訴えるだけでは解決できない。国の制度を変えない限り無理だけに、その要求は正規化ではなく、低すぎる賃金の改善、個々の労働条件の改善や、雇用者の健康管理、不正請求となる労働に手を貸さないなどの要求が基本となる。また、パート労働者は雇用継続が基本の要求であり、賃上げが要求ではない。むしろ労働条件の改善が要求の全面に座っている。勿論、人を増やし、労働時間を短縮することが基本であるが、個々の労働者は直感的に無理だと感じている。だから学習が必要になっており、高い目標や理念で一致できる議論を必要になっている。派遣労働の場合は派遣会社との関わりや強く、労働組合が派遣労働者の要求を聞きながら派遣会社と話し合うことも必要になっている。しかし、御用聞きで終わらない組織の仕方を研究する必要がある。自治体に働く非正規労働者の場合、地公法によって雇用形態に違いがあるが、基本は契約期間がすぎれば離職に追い込まれる現状を考えると、仕事に責任が持てる雇用形態への移行が必要になって

くる。賃金や労働条件改善だけが要求でなく、基本は正規職員への道をどう切り開くかである。非正規で働く高校の場合、県の職員削減やコネなどの隠れた問題もあるが、労働組合への加入意図が教員試験の合否にあることを考えれば、非正規労働者の組織化には別のアプローチが求められる。こうした非正規労働者への多様な要求を把握しつつ、労働組合が最善の組織化に向けて奮闘できるように組織化の工夫をする必要がある。加入のキッカケは様々でも、労働者の政治的、経済的、思想的団結を軸にしながら制度教育の中で組合員としての成長を促すように援助することが重要になっている。

８．憲法２７条、２８条を中心に日本国憲法を労働の現場で実現する方向を探る。

日本国民は憲法に対する意識が弱い面を克服する必要がある。また、民主主義や働く権利、団結権等についても知らないだけでなく、経営者の理不尽な解雇や労働条件も指摘できない弱さがある。また、水戸黄門症候群といって、誰かがしてくれるという思い込み期待からは何も進歩が生まれない。権利を知り、運動と人生に活かす努力と真剣な議論を積み重ねることで権利に対する意識は強くなっていく。労働組合も同じであり、憲法を身につける運動が政治に対峙する弱点の克服になると考える。